

News & Topics

第52回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム 「心と意見の表明の自由はないのか？」

人権擁護委員会委員 加藤 英典 (60期)

去る6月12日、弁護士会館クレオにおいて、日弁連・東京三会が「心と意見の表明の自由はないのか？～思想良心の自由と表現の自由の現在～」と題して、日弁連人権擁護大会のプレシンポジウムを開催した。

基調報告

まず新村響子会員（人権擁護委員会副委員長）が、基調報告をした。表現の自由と思想良心の自由が危機的な状況にあるとの認識を示した。ピラ等配布規制に関する主な事件や日の丸・君が代強制問題を争う主な訴訟を報告した。立川テント村事件判決や日の丸・君が代強制問題判決を挙げて、問題がある規制を最高裁が安易に追認している現状を報告した。表現の自由と思想良心の自由は民主主義の根幹であり、異なる意見の持ち主を尊重する寛容の精神が求められていると呼びかけた。

事件当事者からの報告

立川テント村事件の元被告人は、以前も自衛官向けの反戦新聞やピラを配布していたのに、2004年までは取締りがなかったと報告した。事件の背景には、自衛隊イラク派遣前に反戦団体の自衛官への働きかけを遮断したい当局の思惑があったとした。

日の丸・君が代強制予防訴訟の原告である教員は、2003年通達を機に、都立学校の卒業式の光景が一変したことを紹介した。通達前は国歌斉唱の際に座っている教員が多かったのに、通達後は座っている教員が自分を含めて2名だけになったと、現場にいる当事者の苦悩を現した。

パネルディスカッション

飯田正剛会員（人権擁護委員会委員）をコーディネーターとして、パネルディスカッションが行われた。パネリストの間で、活発な議論がなされた。

土屋英雄氏（筑波大学大学院教授）は、アメリカの最新判例を紹介し、日本の裁判官や弁護士の批判を展開した。



最高裁判事の弁護士枠が機能していないとの指摘もあった。

水口洋介弁護士（日の丸・君が代訴訟弁護団）は、原告には様々な立場から日の丸・君が代の強制に反対している教師がいることを報告し、都立学校の現状を裁判官に伝えたいとの決意を示した。

内田雅敏弁護士（立川テント村事件弁護団）は、オウムを終えた公安警察が自らの仕事を作り出したとした。みんなが聞きたい意見を言う自由を保障する必要はないのであり、みんなが聞きたくない意見を言う自由を保障することに表現の自由の意義があるとした。

森達也氏（映画監督・作家）は、オウムへの弾圧を世論が黙認したことが現状を招いたとの認識を示した。表現者の立場からメディア批判を展開し、メディアが公権力に追従している現状を指摘した。世論の根柢のない不安や恐怖を公権力が利用している面もあるが、出発点は世論のほうにあるのであり、市民は自分たちの恐怖の原因を見つめる必要があると呼びかけた。

結び

表現の自由と思想良心の自由という大きなテーマが、このシンポジウムで語り尽くせたとはいえない。多くの課題は残った。しかし、この日も多数の聴衆がクレオに集まったように、自由を渴望する市民が決して少なくはないことは、将来への希望を示していたと思う。